



九都県市一斉

# 自転車マナーアップ強化月間

首都圈自転車安全利用対策協議会

5/1月31水



## 自転車の損害賠償保険に加入しましょう!

自転車乗用者が加害者となり、多額の損害賠償を求められることがあります。

≪高額賠償事例≫

自転車により、歩行者が重体となった事故 → 約 9,500万円

#### ≪保険の種類と対象≫

- TS マーク付帯保険 → 自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に 貼られる TS マークに付帯した保険です。
- 個人賠償責任保険 → 他人にケガをさせたり、モノを壊したりして、賠 償責任が発生した場合に支払われる保険です。
- 険 → 自転車の転倒など、自分のケガに備える保険です。 〇傷 害 保



### 確認しましょう!!

傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約で、自転車の事故の 損害賠償責任が補償されるものもあります。

## ヘルメットを着用しましょう!

平成28年中の自転車事故死者数の約半数はヘルメットを着用していれば 助かった可能性が高いとされています。万一の事故に備えてヘルメットを着用 しましょう。

- ○幼児・児童が自転車を利用するときは、 ヘルメットを着用させましょう。
- 〇高齢者が自転車を利用するときは、 家族がヘルメットの着用を勧めましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県交通安全対策協議会 埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

お問い合わせ先 TEL: 048-830-2960

